

[別紙2]

審査の結果の要旨

氏名：宍戸善一

本論文は、企業の組織法の意義を、企業活動に物的資本や人的資本といった資源の拠出を行う企業関係者に資源を拠出するインセンティブを与える動機付けの仕組、という経済的な観点から分析しようとするものである。企業組織法をそのような視点から法学者が包括的な分析を行った例は稀であり、本論文は貴重な先端的研究である。

第一編においては全体的な分析枠組みが示される。即ち本書は、企業活動を、ジョイント・ベンチャーから公開企業に至るまで、物的資本の拠出者である株主・債権者と、人的資本の拠出者である経営者・従業員という四当事者が、各自の利益を最大化するために、他の資源の提供者との間で行う動機付け交渉として分析している。そして企業活動における最も基本的な利害対立は、物的資本の拠出者と人的資本の拠出者との間にいると理解する。このように対立関係にある物的資本の拠出者と人的資本の拠出者が、互いに相手方に対して「企業価値」を最大化するインセンティブを与える「動機付けの仕組」として企業を捉えることとしたいと、本論文の目的を述べる。

第二編においては、非公開企業を取り上げて、共同事業(パートナーシップ)、ジョイント・ベンチャー、ベンチャー企業、というように、最も単純な共同企業からより複雑なもの、そして最終的に株式公開を目指す段階までの様々な企業形態につき、著者の上記の分析枠組みを適用して、「動機付けの仕組みとしての企業」がいかに機能しているかの分析を行う。

第三編においては、ベンチャー企業が成長して株式を新規公開して(IPO)、公開会社となった場合に、動機付け交渉がどのように変化していくかを見る。公開企業の特色は、物的資本の拠出者内および人的資本の拠出者内での役割分化が進み、利害対立が顕在化していくことにあるとする。その結果、物的資本の拠出者と人的資本の拠出者との二チーム間交渉の状況からの乖離が起きるという。その結果、株主、債権者、従業員、取引先等の様々な会社の利害関係人が経営者に圧力をかけ、経営者が利害調整者としてそれらの圧力のベクトルの和の方向に向かって経営を行うという、調整イメージの動機付け交渉パターンに移行する傾向が強くなり、利害調整者としての経営者の力が強大になると指摘する。

第四編においては、企業の組織再編を動機付けの観点から考察している。公開企業において利害関係人の細分化が進むと、物的資本の拠出者に対する動機付けが効果的に機能しなくなる場合が生じる。それらの場合に、動機付けの機能を回復するために行われる人的資本や物的資本の拠出者の再編成を、著者は組織再編と呼んで、そのメカニズムを分析する。

第五編においては、本論文の総括を行い、企業を企業活動に不可欠な資源の提供者間における動機付けの仕組と見るという本論文の意義が、理論や立法論等の面から語られる。

本論文の長所としては、次の諸点が挙げられる。

第一は、非公開企業から公開企業を含む企業の組織法の意義なり、コーポレート・ガバナンスを支配している原理を明らかにするという、会社法の最も根本的な課題について、独自の視点から包括的な解答を与えようという、極めて野心的な論文であるということである。わが国において法学者がそのような意欲的な課題に取り組んだ例は稀有といつても差し支えないであろう。

第二に、そのような分析の視点として、物的資本の拠出者である株主・債権者と、人的資本の拠出者である経営者・従業員という、四当事者の間の動機付け交渉の仕組として企業を捉えるという立場を取り、一貫性のある企業の組織法の分析を行ったことである。企業の組織法、コーポレート・ガバナンスにつきこれだけ一貫性のある壮大な体系的分析を行ったことは、評価される。

第三に、その独自の基本的視点は、企業の組織法やコーポレート・ガバナンスについて新鮮な視点を提供するものであり、また説得力も高い。特にわが国を含め世界で問題になっている「会社は誰のものか」という論争や、アメリカを中心とする世界の学界において大きな論争になっているコーポレート・ガバナンスの収斂論争について、その問い合わせ自身が殆ど意味をもたないといった指摘は、衝撃的であるといつてもよいであろう。また公開企業の三つの動機付けのパターンという視点からの各種の会社法上の制度の意義の分析や立法論は、具体的な法制度を考えるうえでも大きな示唆を与えるものである。

第四に、経済学的な分析を積極的に取り入れた分析を行っていることである。わが国の法学の文献としては、極めて意欲的な試みといえよう。

もとより本論文にも短所がないわけではない。

第一に、経済学的な分析において、ゲームの理論に関する概念等を経済学における本来のものとはやや異なる使い方をしたり、説明が十分でない場合があることである。例えば、論文217頁においては「無限繰り返しゲームにおけるフォーク定理的解決」という表現が用いられているが、前後の文脈からすると、ゲーム理論におけるフォーク定理の意味とはずれているように思われる。

第二に、物的資本の拠出者と人的資本の拠出者の間に基本的な対立があり、物的資本の拠出者たる株主と債権者の間の対立、人的資本の拠出者である経営者と従業員の間の対立は、相対的なものにすぎないといった本論文の見方は、直感的には理解できるものの、実証的には必ずしも明らかに基礎付けられていない。その他全体的に、規範的な分析ではなく事実の認識に関する分析がなされているにも拘らず、実証的な研究による基礎付けが十分ではない。

第三に、上記のように、極めて注目すべき分析視点を活用して、会社法上の制度に関する分析、解釈論や立法論が提示されているが、これらの視点からは、より豊かでより具体的な解釈論や立法論の展開が期待されるが、その点で物足りなさは残る。しかしこれは望蜀の感というべきであろう。

このように問題点がないわけではないが、これらは本論文の学術的な価値を必ずしも損なうものではない。本論文が提起した視点は、会社法学だけでなく、企業組織論やコーポレート・ガバナンスに関する経済学的な議論にも、新たな学問的地平を開くものであり、学界に対し重要な貢献をなすものと評価できる。従って、本論文は博士(法学)の学位に相応しい内容と認められる。

以上